

（頭部後傾抑止装置）

第31条 保安基準第22条の4第2項に規定する追突等による衝撃を受けた場合における乗車人員の頭部の保護等に係る頭部後傾抑制装置の構造等に関し告示で定める基準は、協定規則第17号の規則5. 4. から5. 10. まで、6. 1. 5. 及び6. 4. から6. 7. までに定める基準とする。ただし、当該装置のうち、専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人以上のものの座席に備えるものにあつては、協定規則第17号の規則5. 4. から5. 10. まで、6. 1. 5. 及び6. 4. から6. 7. までに定める基準又は協定規則第80号の規則5. 6. に定める基準とする。